

特集／日本独占資本の改革ビジョンとその批判

日本独占資本の改革ビジョン批判

戸木田 嘉久

はじめに——何を、どのような観点から 批判するのか

批判の対象とする「日本独占資本の改革ビジョン」とは何か。またそれを批判するとすれば、どのような観点から批判するのか。主題に立ち入るに先立ち、はじめに簡単にでも整理しておかねばなるまい。

21世紀をめざす「日本独占資本の改革ビジョン」とは何か。それは、周知のように政治改革、行政改革、経済改革、この三本柱をもって示めされている。たとえば、細川前首相が設置した経済改革研究会（会長・平岩外四前経団連会長）の答申報告書『経済改革について』（93年12月18日付）は、「終わりに」として次のようなしめくりをつけている。

「経済の潜在的活力がある21世紀までの時期が経済改革を進めるチャンスである。経済改革は、政治改革、行政改革とともに、三位一体的に進めなければならない。経済改革なくして政治・行政改革はありえないし、政治・行政改革なしに経済改革はありえない。『責任ある改革』を通じて、現在の閉塞状況から脱出し、『新未来』への道を今こそ拓くべきである」。

政治改革、行政改革、経済改革、これは自民

党の政策を原則的に引継ぐと明言した、前「連立」政権の細川首相が、所信表明演説でより反動的に踏みこんで言及した三大政策目標である。その後、この「改革」ビジョンは、小選挙区・比例代表並立制による選挙制度「改革」、第三次行政改革推進協議会の「最終答申」、経済改革研究会による前出の報告「経済改革について」などとして、具体的な展開をみせている。さらに、急遽退陣した細川内閣にかわる「少数与党」の羽田内閣もまた、この三つの「改革」ビジョンの達成を引き継ぐとしている。

したがって、ここではこの三つを、「日本独占資本の改革ビジョン」としてとりあげることにしよう。その詳細な批判にたちいる余裕はないが、三つのビジョンの骨格を問題にすることにしたい。その際、政治改革、行政改革、経済改革を「三位一体的に進め」とされていることをとりわけ意識し、この観点をもって批判的検討をすすめることにしたい。

1. 「閉塞状況」の打破と、構想される 「21世紀の日本」

① 「閉塞状況」の日本社会とその要因

政治改革、行政改革、経済改革の三位一体的

追及、日経連流にいえば「総合的構造改革」の追及(94年「労問研報告」)は、今日の日本社会が「閉塞状況」にあるという認識を前提としている。たとえば、前出・経済改革研究会報告「経済改革について」は、次のようにいっている。

「内外情勢は激変している。国際的には『冷戦体制』が終わり、国際関係が大きく変わった。国内的には、国民は経済発展に見合う豊かな実感をもっていない。少子化、高齢化社会が急速に近づいてきた。国民は、経済社会はどうなるのか、そのビジョンを求めている」。

しかも、「当面、日本を含む多くの先進国で経済が停滞し、対外均衡も崩れている。特に日本の場合、「バブル」の崩壊によって雇用不安、国際競争力の低下、輸入の低迷など困難が増大してきている。

これらの激変にどう対処するか。これまで『追いつき追いこせ』型の日本経済システム—良くいえば協調、悪くいえば馴れ合い—は、うまく機能したが、今やそれを改革すべきときである」。

現象的にみるかぎり、日本の経済・社会が多かれ少かれこうした「閉塞状況」にあることは確かである。だが問題は、「閉塞状況」をひきおこしてきた根本原因をどのようにみるか、根本的な原因を排除するような「改革」ビジョンが提示されているか、どうかである。

その根本的な原因は国民本位の観点からすれば、対米従属下の日本独占資本が、いわゆる政・官・財の癒着体制のもとで、「ルール違反」ともいべき横暴な蓄積活動を続けてきたことによる。すなわち、日本独占資本の横暴な蓄積活動こそが、一方に「経済大国」日本、他方に「生活小国」日本といった基本的矛盾を拡大させながら、国の内外にわたり経済的、内的諸矛盾を激化させてきたといえよう。

したがって、日本の社会・経済の「閉塞状況」を真に打開しようとすれば、国民生活の擁護と向上を基本に、非核・平和、非同盟、中立の日本を追及しつつ、独占資本の横暴な経済活動を民主的に規制するほかに道はない。

② 独占の構想する国際貢献下の「21世紀の日本社会」

これにたいして政府・独占の「改革」ビジョンは、対米従属を基調に先進諸国との「国際協調」を強化しながら、諸矛盾の打開を労働者・国民の犠牲に転嫁しつつ、独占資本の支配と搾取体制の再構築をはかろうとするものである。そのさい、政治改革、行政改革、経済改革など諸改革は、基本的にどのような「21世紀の日本社会」を見とおしてすすめられるのか。

日経連の94年版「労働問題研究委員会報告」の第1章「日本経済・社会の総合的構造改革への要請」は、もっとも直截に「21世紀の日本社会」の輪郭を画き出してみせている。

(1) なによりもまず「国際社会において世界に役立つ日本」でなければならないとしている。すなわち、わが国は困難でも従属的なアメリカとのパートナー関係を維持しながら、「世界の、なかでもアジア太平洋地域の平和と発展に貢献」すべきだというのである。

(2) そして、この国際貢献の観点からは、つぎの二つの主要な課題が提起されている。

「第一に、世界最大の黒字国である以上、日本は世界で最も聞かれた国になるべきであろう。アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)の諸声明、宣言に盛られた貿易・投資の推進の方向やガット・ウルグアイ・ラウンドの成功に対する貢献など、日本が早急に実行すべき課題は多い。

市場開放することは世界経済の安定発展に寄与することであるとともに、それによって日本

特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判

経済が新たな発展を遂げる機会を見出すことである。

第二に、政治や安全保障面における国際貢献の可能性も十分検討すべきである。国連のあり方、常任理事国の役割のあり方なども含め、国連を通じての国際貢献について本格的に検討すべきである」。

(3)ところで、国際貢献の観点からする第一の主要課題、すなわち「市場開放」は、必然的に「規制緩和」を中心とする経済改革を日程にのぼらせずにはおかない。市場開放は、公的規制、とりわけ経済的規制の緩和による自由な市場競争によって、経済の活性化をはかろうとするものであるが、その結果として必然的に「日本の経済、社会に抜本的な構造転換をもたらさずにはおかない。このような想定のもとで、どのように具体的に「規制緩和」をすすめるのか、「産業の構造転換」、高度化をすすめるのか、「経済改革」の道すじと促進が課題となる。

国際貢献の観点からする第二の主要課題、すなわち、国連への常任理事国としての参加、自衛隊のPKO、PKF派遣など、政治や安全保障面での国際貢献の「本格的な検討」が、日本独占資本にとって小選挙区制の導入、有事立法、憲法改悪とからんだ翼賛政治体制の確立、「政治改革」の課題とわがちがたいことはいうまでもない。

(4)なお、日経連「労問研報告」にみる「総合的構造改革」では、すでにふれた「経済的規制」緩和による計画的な市場開放、国内外にわたる競争条件の整備・活性化とあわせて、国民生活を保護してきた「社会的規制」の緩和、たとえば社会保障や福祉の削減が意図されている（もちろん、それは日経連にとどまらぬ政府・独占の総体的な意志の反映であるが）。

こうした「21世紀の日本社会」への枠組みの

もとで、「行政改革」の課題も提起される。すなわち、対米協調を基本とした「国際貢献」を「聖域化」したうえで、市場原理の活性化をめざす「経済的規制」の緩和や、自立と自己責任による生活擁護を要求する「社会的規制」の緩和などをテコに、「効率的な政府」をめざす「行政改革の徹底」が、国民に強要されている。日経連報告はつぎのようにいっている。

「国民は、政治改革と行政改革の徹底推進を求めるとともに、自らは生産者としても、生活者としてもいたずらに政府に頼ることにとなく、自立と自己責任に立つ行動に意識を切り換えるべきである」。

2. 「政治改革」と「連立」政権

—政治的民主主義の後退と憲法問題

日本独占資本は、「21世紀の日本社会」を、政治改革、行政改革、経済改革の三位一体的な遂行をつうじて、以上のようなものとして構想しようとしている。ここではまず、三位一体の改革の頂点、いわば推進力とも位置づけられる、政治改革の問題から立ち入ることにしよう。

① 細川内閣と小選挙区制の導入

独占資本にとって今なぜ政治改革なのか。この点ではなによりも、30余年にわたる自民党一党政権が、リクルート、佐川急便、ゼネコン事件など、金権腐敗の政治として「閉塞状況」におちいつていたことが指摘される。この点からして、社会党をもまきこんだ「非自民」の「八党派連立」の細川政権が、「軍事、外交、経済、エネルギーなど」自民党政権の諸政策を、基本的に継承すると宣言して成立したことは、財界にとっても好ましいことであつたにちがいない。

日経連の94年版『報告』はいう。「日本は、今回の政治体制の変化を、自由で開放された日本

経済への出発点にしなければならない」。

細川内閣は、自民党政権さえ実現できなかった「小選挙区・比例代表並立制」を導入することによって、独占資本の意図する政治改革を大きく一步前進させたといえる。

国民が期待した政治改革は、なにはさておき金権腐敗の政治を一掃することであり、そのために企業献金を全面禁止することであった。しかるに、細川内閣は、不法な企業献金、汚職による政治腐敗は、選挙に金がかかりすぎる現行中選挙区制に根本原因があるとして、小選挙区制の導入を政治改革の眼目として推進し、自民党の暗黙の協力をもえながらこれを実現してきた。

この小選挙区・比例代表並立制（小選挙区300名、比例代表200名）が、新たに導入された政党助成法ともども、国民主権と基本的人権を侵し、議会制民主主義の形骸化をすすめることはいうまでもない。

民意の反映は、いうまでもなく国民主権をうたう憲法の強く求めるところである。ところが小選挙区・並立制は憲法の要求する民意の反映ではなく、「民意の集約」の名で国民多数の意志を切り捨て、「政権の選択」の名で第一党に得票率をはるかに越える議席をあたえる。予想されるおびただしい「死票」の発生は、民主主義のもっとも基礎的な要件である多様な「民意の反映」を排除する。憲法の本質である国民主権を侵すともいわねばなるまい。

しかも、新たに導入された政党助成法は、支持していない政党にも国民の献金を強制するものである。それは憲法が国民に基本的人権として保障する思想・良心の自由をふみにじるものである。

こうした政治改革に名をかりた小選挙区・並立制の導入に、政府・独占はなにを期待するか。

日経連「報告」はいつている。「今後の日本は漸次、民主主義、自由経済の社会の中で、政権を争う二大政党が切磋琢磨する状態に進化していくのが望ましい」。

要するに、そこでは保守と革新の二大政党ではなく、独占本位の民主主義、規制緩和による市場原理の強化を柱ぐみとした、反動的、翼賛的な「新保守主義」の二大政党制の確立が期待されている、ということであろう。

② 羽田内閣の小選挙区制から有事立法へ

今日、細川内閣にかわった羽田内閣は、前内閣が提出した政治改革、行政改革、経済改革を継承すると宣言する。だが、社会党が連立から離脱したこともあり、新生党、公明党流の強腕さをもって、たとえば政治改革についても、小選挙区制の導入、新保守二大政党制の確立とからめて、「国際貢献」「世界に役立つ日本」を前面におしたてながら、羽田内閣は有事立法、憲法改悪など、日本独占資本が期待するつぎの筋書きにむけて、駆足ですすもうとしている。

いわく、就任まもない熊谷内閣官房長官は、アメリカが意図的にもちだしている北朝鮮の「核疑惑」問題を口実に、憲法の平和原則をふみにじり、国民を戦時体制にくみこむ有事立法制定の準備完了をおおびらに口にしている。「合意さえあれば、一気に危機管理体制はつくることができる」、「そのための素材はちゃんとできている」（5月1日、テレビ朝日）。

また、これに呼応するように欧州訪問中の羽田首相は、日本の国連常任理事国入りの希望を各国首脳に打診し、これまで以上に国連への貢献の用意があると、自衛隊の海外派兵に含みをもった発言を行っている（「朝日」5月5日付）。

こうした羽田内閣の反動的な雰囲気は悪のり

特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判

した旧職業軍人上がり、自衛隊出身の永野法相は、天皇制政府がおこなった侵略戦争（太平洋戦争）を、「あの戦争を侵略戦争というのはまちがっている」、「植民地解放、（大東亜）共栄圏をまじめに考えた」、「南京大虐殺はでっち上げだ」というなど、法外な非見識発言をおこなっている（毎日新聞でのインタビュー、5月4日付）。

羽田内閣は「短命」を予想されるゆえに、小選挙区制の導入につづく政治改革のプログラムを、かつてない反動的な強引さをもって、打ち上げている。憲法改正・同解釈は正がらみの自衛隊の海外派兵、有事立法の制定こそ、日本経済の構造的危機、「平成不況」と深刻化する失業問題を、労働者・国民への負担転嫁とアジア太平洋地域への経済進出で打開しようとする日本独占資本にとって、小選挙区制導入につづく21世紀をめざす政治改革の不可避的なプログラムであろう。

羽田内閣はこの次の政治改革プログラムを小沢流の強引さでアドバルーン化することによって、近く予想される総選挙後の政治改革の課題として独占資本のために一石を投じ、有利な政治的地歩を確保しようということであろう。

3. 独占の21世紀戦略と行政改革

さきにもふれたように独占資本＝政界は、政治改革、行政改革、経済改革は「三位一体にすめられねばならない」という見地に立っている。

「効率的行政」と「小さな政府」をめざす「行政改革」は、規制緩和を中心とする「経済改革」と不可分である。また、「行政改革」は「政治改革」の実質を規定し、「政治改革」による強権的な新保守主義の政治的結集ぬきに、国民的利益に反する「経済改革」や「行政改革」を推進で

きるはずもない。

ところで、昨93年10月には、第三次行政改革推進審議会の「最終答申」が提出された。これは21世紀にむけて「国全体の歩みを、より望ましい方向に変え」と意図した12年間におよぶ第二臨調の、いわば総仕上げともいうべきものである。

ここでは、この第三次行革審「最終答申」を第二臨調の総体的な流れのなかで位置づけ、独占のめざす21世紀の反動的国家像を、国民的視点から批判的に書き出すことにしよう。

① 進む国際貢献と後退的な福祉

まず指摘されるものは、第二臨調「第一次答申」（81年7月）が提出した基本的な枠組みと方向が、今日まで一貫していることである。

その枠組みと方向は、国内的には「活力ある福祉社会の実現」、対外的には「国際社会における貢献の増大」であって、そのために「小さな政府」「民間活力の活用」「国民の自立・自助」路線を推進することであった。この基本方向の堅持は、今次「最終答申」の冒頭における臨調行革の歴史的総括にも、また本論における新たな提言にも、一貫している。

「最終答申」は臨調行革のこれまでの成果として、三公社の民営化、公的年金・医療保険制度の改悪、公務員数の削減など、「民活・民営化」「自立自助・受益者負担」「行政サービス切り捨て」路線が進んだことを評価している。しかし、これが国民の暮らしと福祉を切り下げ、大企業を優遇する路線だったことは、今や広く知られるところであろう。

「最終答申」はまた他方で、イラク戦争への1兆2,000億円の経済支援、カンボジアやソマリアへのPKO派遣、ODA予算の激増など、アメリカの世界戦略に加担し、安保体制のグローバル

化への道が推進されてきたことを追認している。

「最終答申」は、このように「活力ある福祉社会の実現」「国際社会における積極的貢献」の到達段階を前向きにおさえる。そのうえで、「21世紀にむけて、日本は国際社会においてその地位の向上に相応した貢献・役割分担を積極的に果たす」べきだ（つまり、国連の常任理事会入りを果たし、自衛隊の海外派兵にも道をひらく）と主張している。

そして他方に、高齢化社会・「成熟社会」への対応という点では、「民間の創意工夫、自己責任を基本とした市場重視の経済運営への転換」が提起され、そこでは国に依存しない国民の自立・自助と、福祉をもまきこんだ市場経済化路線の徹底が強調されている。

② 国民負担増による財政基盤の確立

このように「国際貢献」と「高齢化社会」への対応を、基本的枠組みとしたうえで、今次「最終答申」がまず問題にしているのは、21世紀にむけて国の財政基盤をどう確立するかという問題である。

第二臨調の重要なスローガンの一つは、「増税なき財政再建」であった。だが実際のところ、軍事費とODAを「聖域」化し、生活と福祉を切り捨てた大企業本位の財政運用は、国民への増税にもかかわらず、93年度末の赤字国債残高は183兆円に達し、その利払いと償還額は歳出の約30%を占める。「最終答申」は、こうした財政状況の下で高齢化社会をむかえるにあたり、いっそうの国民負担の増大をも期待しながら、財政基盤の確立をはかろうとしている。

いわく、行政の簡素化・効率化による行政経費の節減、行政に依存しない国民の自立・自助、ボランティア精神の発揮、受益者負担の強化、特殊法人の民営化による資産売却、税制の直・

間比率見直し、税制改革による消費税率の大幅引上げ（大衆課税の強化）。

要するに「最終答申」は、社会保障や福祉、教育など国の保障は、国民の自立・自助や、勤労の精神を衰退させるから、これを切り下げる。他方に、現在の大企業優遇の税制は放置したまま、国民の税負担は増大させるばかりか、財政赤字の穴埋めを口実に特殊法人を民営化し、国鉄やNTTの場合と同様に国民の財産を独占資本の利潤追及に供しよう、というわけである。

③ 規制緩和の推進——「官主導から民自律へ」

第三次行革審「最終答申」がつぎにとりあげているのは、「官主導から民自律への転換」、すなわち規制緩和の推進である。冒頭で経済改革研究会の報告が「経済改革」の中心に規制緩和を位置づけていることを指摘したが、本行革審「最終答申」でもこの問題が、後述する「地方分権の推進」とならんで目玉にされている。

すなわち、ここでは一つには、いわゆる規制緩和が、そして二つには、規制緩和と対になっている民間活力の活用、つまり行政分野や公益部門の民営化問題がとりあげられている。

「最終答申」は、「今日に至る経済社会の発展過程」における公的規制の果してきた大きな役割を認めたとうえで、いまや社会経済情勢の大きな変化や技術革新等の進展にともない、「公的規制の抜本的な緩和を実現する」必要があるとしている。

すなわち、国内産業の育成・保護・供給の確保、価格の安定などにかかわる「経済的規制」については、「原則自由・例外規制」の立場から大幅な緩和を、国民の生命と生活、財産の安全等にかかわる「社会的規制」についても、「徹底した見直し」を進めるとしている。

要するに、「規制緩和」は、国際協調の視点か

特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判

らする世界に開放された市場経済の形成からして、また「官主導から民自律への転換」を図り、民間活力が十分発揮される新たな制度の構築のためにも、積極的にとりくんでいく必要があるというわけである。

しかし、それは、独占資本を支援する財政・金融政策、経済政策は堅持したまま、大企業には自由な市場競争条件を保障するが、競争力の弱い産業部門や中小経営にとっては、衰退と崩壊への道を強制されることになる。「規制緩和」への批判的観点はさらに掘り下げられるべきだが、この問題は「経済改革」の中心課題ともされており、委細は次項に譲ることにしたい。

なお、規制緩和を推進するにあたっての「行政改革」上の課題として、規制緩和推進のための中期的、総合的なアクションプランの策定、政府部門における強力な推進体制の整備がうたわれている。

④ 地方分権の推進——国の負担を地方と国民に押しつける

第三次行革審「最終答申」は、規制緩和とらんで「地方分権の推進」を目玉としている。だが、いまなぜ「抜本的な地方分権」が必要なのか。注目すべきいくつかのことが指摘されている。

第1は、「国は外交、安全保障を始め国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む」ととし、多くの行政部門は地方に移していく、そういう基本的な考え方がとられていることである。

第2は、このように「地方分権」を促進する反面、住民の意識改革が必要であるとして、「住民の自己責任原則を徹底し、何事によらず国に対して責任を求めるような風潮を改めなければ」ならぬ、と強調していることである。そこには

現に憲法が保障する生存権、教育権など国民の権利について、国の保障責任を免れようとする意図がみられる。

第3は、「地方分権の推進」にともなう国の行政の簡素化、減量化、それにともなう行政機構の縮減によって、国家公務員の定員削減をはかるとしていることである。

第4に、このように国の行政分野と機能、権限の地方移管にともなう受け皿として、地方行政体制の再編が課題とされ、「市町村の自主的合併」「都道府県による広域連合」、いわゆる道州制までが検討課題とされている。いずれにせよ、こうした地方行政の広域化は住民を地域行政から遠ざけ、地方自治の形骸化をすすめることになる。

最後に、「最終答申」は、多くの行政分野を地方に移すにあたり、財源問題については、「基礎的な自治体である市町村が、行財政能力を充実させる」、「住民の選択と負担のもとに、自律的で責任ある地方自治を実現できるような行財政上の仕組み」を構築する、「地方税財源の充実強化」をはかるなど、いっさいを地方におしつける無責任さである。

「地方分権」化があたかも政治・行政の民主化であるかのように語られるが、その実質は、その反対物というほかはない。

以上の「行政改革」の提案にあたり「最終答申」は、その末尾で「政治への期待」として、次のようにいっている。「21世紀に向けた行政の改革は、行政だけが責任を担うべきものではない。議院内閣制の下、行政の大きなかじ取りを行うことは政府の責任」であり、「政治の強力な指導力が発揮されねばならない」。

つまり、そこには、国民主権と議会制民主主義を蹂躪する小選挙区制のもとで、強力な権力をもつ内閣誕生への期待がこめられているとい

えよう。

4. 「規制緩和」を基軸とした 「経済改革」の展開

「政治改革」「行政改革」と三位一体の、21世紀をめざす「経済改革」の中心的な柱は、経済改革研究会（平岩外四会長）の文書「規制緩和について（中間報告）」（93年11月8日）、「経済改革について」（93年12月16日）に明らかなごとく（以上、かつての「前川レポート」に対して「平岩レポート」ともいわれる）、「規制緩和」問題である。そこに中心をおきながら、独占の「経済改革」ビジョンを批判的に検討しよう。

① 独占資本は規制緩和になにを期待するか

「経済改革」の中心的課題とされる「規制緩和」、公的規制の廃止または緩和によって、独占資本はまずなにを期待しようとしているか。まずその意図を国民的立場から告発する。

前出「規制緩和について（中間報告）」では、「公的規制」が「経済社会の硬直性を強め、構造変革を妨げている」という認識を示したうえで、大幅な規制緩和が求められている。

「経済的規制」、すなわち「需要調整の観点から行われる参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制」については「原則自由」に。また「安全・健康の確保、環境の保全、災害の防除」など「社会的規制」も、「自己責任」を原則に最小限にとどめるべきである。さらに「社会的規制」の「抜本的見直し」には、「聖域」があってはならず、福祉、教育、労働、金融といった分野も対象となるとしている。

こうした「規制緩和」は、内外を通じて自由競争を促進し、「経済社会の硬直性」、日本経済の「閉塞状況」を打破するものとして期待されている。しかしこれらは、大企業本位の景気対

策といった国の経済的介入は強化しながら、他方、規制緩和によって、内外市場において中小経営を淘汰する大企業の自由競争を促進するとともに、労働者・国民の生活権、教育権、労働権などの基本的権利の侵害を、「社会的規制」の緩和、「弾力化」（フレキシビリティ）の名において図ろうとするものである。

しかるに、「規制緩和」は、企業に「新しいビジネスチャンスを与え」、「雇用も増大する」などと宣伝されている。しかしこれは、中長期的な空想的願望にほかならない。むしろさしあたっての現実には、「規制緩和」による農業、建設、商業、サービスなど低生産性・「非製造業」部門への内外大企業の容赦ない浸透が、小経営の破綻にともなう相対的過剰人口の国家的創出、大量失業をもたらすということであろう。しかも、これが高齢者雇用、女性雇用の拡大とあわせて、高齢化社会における労働力人口「不足」への独占なりの対応として意図されていることも、また見逃すわけにはいかない。

いずれにせよ、「規制緩和」、競争原理の導入は、「短期的には経済社会の一部に苦痛を与える」

（中間報告）ものであり、日経連自身も約2,000万人、就業人口3人に1人の余剰雇用が生まれるなどと推算している。つまりそれは、コメ自由化による小農経営の解体、大店法の規制緩和による小営業の破綻などと引換えに、大企業としては「新しいビジネスチャンス」を見出し、国家的に創出される多大な相対的過剰人口とアジアの低賃金労働を帳合いしながら、雇用の増大をすすめ、蓄積条件の再構築をはかろう、ということであろう。

また「規制緩和」による内外にわたる自由競争と、市場原理の促進は、いわゆる内外価格差を縮小し、国民生活の実質的向上につながると宣伝されている。「平岩レポート」では内外価格

特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判

差の基本的原因は、「非製造」分野の低生産性にあるとされ、内外の自由競争による低価格商品の浸透は、低生産性部門の解体再編、生産性向上をも刺激せずにはおかず、物価の下落によって国民生活は向上する、というわけである。

しかし、その際前出した小経営の広範な没落と大量失業が、いかに国民生活の悲惨さを生み出すか、このことについては口をつむっている。また、内外価格差の要因が、輸出ダンピングを支える国内の法外な独占価格、他に類を見ぬ公共料金の高さ、異常な土地高などにあることもぼかされている。

「規制緩和」、まったく不可解なことだが、それは21世紀にむけて日本経済を活性化し、ゆたかな国民生活をつくり出す「魔法の杖」であるかのように粉飾されている。だが一皮剥いたその本質は、日本独占資本の「閉塞状況」を国家的暴力によって打破する、現代のいわば再版「原著」過程である、というべきであろう。

中小経営の追い出しによる大企業の「営業の自由」の暴力的な保障——。「社会的規制」の「緩和」に名を借りた国民の生活権、教育権、労働権の「弾力化」、それは現代的基本権と踏み破る「搾取の自由」の保障ということであろう。

② 経済政策の全構図への批判

もちろん、「経済改革」（＝「日本型システムの改革」）では、こうした「規制緩和」を旋回軸として、さらに全体的な構図がえがかれている。その骨格の本質について直言すれば、つぎのようなことになる。

- (1) 経済改革の第1の柱は、すでに触れてきたように「規制緩和」と「市場開放」である。これはつまるところ低生産性を理由に中小経営を淘汰し、内外の不況で「閉塞状況」にある米日の大企業に対して、「ビジネス・チャン

スの拡大」を保障しようとするものである。

- (2) 経済改革の第2の柱は、「内需型経済、知的・創造的活力に富む経済へ」である。もちろんここにも、日本の貿易黒字にたいするアメリカのしぶとい「規制緩和」・「市場開放」要求、「内需拡大」の要求が反映されている。

まず、「規制緩和」による農業、運輸、建設、商業、サービス部門における中小経営の淘汰。自動車・電機・鉄鋼など過剰能力をかかえた基幹部門では、国の内外にわたる大々的なリストラと人べらし「合理化」。ついで、新たな「マルチメディア、リサイクル、福祉、医療関連、生命科学関連」など「知的・創造的産業の展開」と、それを支える大々的な公共投資計画によって、「内需型経済構造への変革」をすすめる、というわけである。

要するに、そこには規制緩和とリストラ「合理化」による中小経営と労働者への犠牲転嫁を前提にした、日本独占資本の対米協調を堅持した産業構造の転換戦略がみられる。そのために「柔軟な労働市場」と称して、労働力流動化政策を一段と強めようとしている。

- (3) 経済改革の第3の柱は、「少子化、高齢化社会への対応」である。すでにみた規制緩和による相対的過剰人口の国家的創出は、「少子化」による労働力人口の将来「不足」を見越した独占の労働力戦略だが、ここでは「少子化」を理由に、「高齢化社会」における社会保障制度の戦略的後退が意図されている。

すなわち、そこでは「効率的で費用の保証された社会保障制度」をつくるために、企業負担の増大は保留したまま、「租税、保険料、自己負担」の「組合せ」で、つまるところ国民負担を上げる。他方、年金、医療、福祉、雇用等にかかわる給付支出については、「総合的福祉ビジョン」を策定して全体として切り

つめをはかる、というわけである。

こうした独占による21世紀福祉戦略の追及は、年金制度改悪、すなわち老齢年金支給年齢の65才への繰り上げ、年金額の計算の基礎を名目賃金から所得税、社会保険料を差別した「可処分」賃金に切りかえ、年金と雇用保険の失業保険との併給禁止などとして、すでに具体化が開始されている。

- (4) 経済改革の第4の柱は、「世界に『自由で大きな市場』を」である。

そこではまず、すでにみた経常収支の大幅黒字を削減する努力として、「規制緩和」・「市場開放」、社会資本投資による「内需拡大」が、世界、とりわけアメリカにむけて確約されている。

そしていまひとつ、「途上国、市場経済移行国（旧ソ連、東欧、中国、ベトナムなど）にたいする多角的支援」。これはODAの増額によって日本独占資本の海外進出、とりわけアジア進出への支援を、APEC（アジア太平洋経済協力会議）におけるアメリカとの協調をはかりながら、一段と強化するということであろう。

- (5) 経済改革の第5の柱は、以上の経済改革、政治改革をささえる「財政構造の改革と金融資本市場の活性化」である。

「財政構造の改革」については、まず「直間比率の見直しを内容とする税制改革」、それは大企業の優遇税制はそのままに、所得税の累進税率は引下げ、間接税（消費税）の引上げによる歳入確保を意図する。さらに「硬直的な支出を改める」として、生存権によるくらしと福祉への支出を「弾力化」し、他方「重点的効率的な歳出構造の確立」と称して、軍事費、ODA、公共投資支出などの「聖域化」が意図されている。（以上、その詳細は前出「行

政改革」の項を参照。）

また、「金融資本市場の活性化」では、ここでも「規制緩和」、すなわち金融資本市場の自由化が課題とされる。またとくに金融資本市場を「活性化」するために、「不良債権の処理」について、「環境整備」と称して国家的支援を示唆している点が注目される。

結びにかえて——独占の「改革」ビジョンと当面の諸政策

日本独占資本の21世紀「改革」ビジョンとされる政治改革、行政改革、経済改革について、それぞれその骨格を批判的に検討してきた。そこからは、次のことがあらためて確認されよう。

第一に、これら諸「改革」ビジョンはいずれも、日本社会の政治・経済にわたる今日的「閉塞状況」を、大企業本位に打破しようとするものである。そこでは、国民の生活と権利を犠牲とし、平和憲法を踏みにじりながら、対米協調下の日本独占資本の政治体制、経済体制を再構築することが意図されている。

第二に、これら諸「改革」ビジョン、すなわち政治改革、行政改革、経済改革は、政府・独占も強調するように三位一体的に遂行されてきていることである。またこれら諸改革が、独占的大企業の国際的なリストラクチャリング戦略や人べらし「合理化」とも、密接に関連していることが注目されねばなるまい。

こうした政府・独占の反動的な21世紀「改革」ビジョンに対して、労働者・国民の側としては、大企業の横暴な経済行動を民主的に規制し、国民本位の日本経済再建の道を、当面する小選挙区制・有事立法反対、所得減税と引きかえの消費税率引上げ反対、年金改悪阻止などの闘いをとおして、憲法擁護、非核・平和、非同盟、中立、平和、国民生活向上をめざす政治闘争とも

特集・日本独占資本の改革ビジョンとその批判

結合しながら、追及せねばなるまい。

政府、独占の側は、「改革」ビジョンのしかるべき部分を当面の政策として大胆に実行にうつそうとしてきている。たとえば、不況対策として公共投資430兆円計画の100兆円積み増しを提案する、不況対策としての5兆円の所得減税と引換えに消費税率引上げを内容とする「税制改革」をもちだす。政治腐敗の一掃を選挙制度の

「改革」、小選挙区制の導入にすりかえる等々。

こういう諸状況のもとでは、経済と政治の民主的改革をめざす国民の闘いもまた、政府、独占による当面の反動的な政策の反撃や、独占のリストラ「合理化」を反撃するたたかいと、つねに固く結合されねばならないだろう。

(代表理事・立命館大学名誉教授)

バックナンバーの紹介 (各1000円、送料240円)

第10号 (1993年春季号)

国境なきヨーロッパ資本主義のパラドクス

佐々木建

鼎談 今日の世界と日本経済の動向をどう見るか

第11号 (1993年夏季号)

国際的視野から見た今日の政治状況 増島 宏

特集 東アジア経済と日本の労働者

第12号 (1993年秋季号)

現代の労働者階級の状態

江口英一

特集 ホワイトカラーと今日の雇用調整

第13号 (1994年冬季号)

NAFTAと軍民転換に揺れるアメリカ 中本 悟

特集 激化する国際失業と日本の労働者

第14号 (1994年春季号)

社会保障をどうしようというのか 小川政亮

特集 家族・保育政策 — 国際家族年と労働者階級

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。